

彦根市許諾(無償)第 号

年 月 日

(通常使用権者)

様

彦根市長

(公印省略)

「ひこにゃん」商標無償使用許諾変更通知書

商標登録番号 第5104692号・第5104693号・第5385268号・第5385269号・第5411684号

年 月 日付け彦根市許諾(無償)第 号で通知した上記の商標権に係る無償使用許諾を、下記のとおり変更するので通知します。

記

1 通常使用権の範囲

(1) 期間

年 月 日から 年 月 日まで

(2) 内容

使 用 目 的	
使 用 品 の 名 称	
<u>製 作 予 定 数 ( 変 更 後 )</u>	

2 使用対価の額

無償

( 裏 面 )

3 使用上の遵守事項

- (1) 使用に際して、「彦根市」または「彦根市キャラクター ひこにゃん」を、使用品に明示すること。
- (2) 関係法令を遵守し、商標権の喪失を招くことのないように努めること。
- (3) 第三者が登録商標を侵害し、または侵害しようとしている事実を発見した場合は、直ちに市に連絡すること。
- (4) 第三者との係争、審判、訴訟等について、市に協力して対処し、具体的措置の方法、費用負担等については、その都度両者協議して決定すること。
- (5) 使用者は、登録商標を付した使用品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、市に迷惑を及ぼさないよう処理すること。
- (6) 市から要請があった場合は、登録商標の使用実態を報告し、または使用品等を提出すること。
- (7) 使用者が、登録商標の使用に際して、故意または過失により市に損害を与えた場合、これによって生じた損害を賠償すること。
- (8) 本件商標の使用許諾を受けた事項を変更する場合は、「ひこにゃん」商標使用許諾変更申請書(無償用)(別記様式第4号の2)を市長に提出すること。
- (9) 本件商標を使用する必要がなくなったときは、「ひこにゃん」商標(使用許諾契約解除・使用中止)届(別記様式第6号)を添えて市長に提出すること。
- (10) 使用に当たっては、類似デザインの商標登録の有無について、当該個別分類ごとに商標調査を行うこと。
- (11) その他本件商標の使用に関する規定に違反する行為を行わないこと。
- (12) 使用許諾の条件( )